

平成 24 年（ワ）第 49 号等 玄海原発差止等請求事件

原告 長谷川照 ほか

被告 九州電力株式会社、国

準備書面 62

～基準地震動（入倉・三宅式（2001）の合理性に関する 2018（平成 30）年 3 月 20
日佐賀地裁決定の誤り）～

2018（平成30）年10月3日

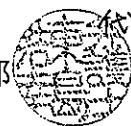
佐賀地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 板 井



弁 護 士 河 西 龍 太 郎



弁 護 士 東 島 浩



弁 護 士 椛 島 敏



外

第1 はじめに

原告らの一部が債権者となって申立てた玄海原発再稼働禁止仮処分申立請求事件について、佐賀地方裁判所は、2018（平成30）年3月20日、申立てを却下する決定を下した（以下、当該決定を「佐賀地裁決定」という。）。

当該仮処分事件において、原告らは、本訴訟と同様に、島崎邦彦の指摘を前提として、「入倉・三宅式（2001）では地震モーメント M_0 （地震の規模）が過小評価となること」を主張した。

これに対し、佐賀地裁決定は島崎の指摘を排斥し、入倉・三宅式（2001）の合理性は失われない旨判示した。

しかし、かかる佐賀地裁決定の判断は、島崎の指摘を理解せずになされたものであり、看過できない誤りがある。

本書面では、島崎の指摘に対する佐賀地裁決定の判断の誤りについて述べる。

第2 佐賀地裁決定の判断の誤り

1 佐賀地裁決定の判断内容（決定書 113～124 頁）

佐賀地裁決定は、入倉・三宅式（2001）に関する島崎邦彦の指摘に対して、要旨、島崎の指摘は事実上撤回されている（第3・3(3)イ(i) c(a)）、島崎の指摘には科学的な根拠がない（同(b)及び(c)）、島崎の論文における熊本地震のデータの検証は、その経験式の成り立ちを考慮せずに算定されたものである（同(d)）、震源インバージョンによる断層パラメータは精度が高く、本件敷地において考慮すべき活断層の過去の地震観測記録が存在しない場合であっても、科学的に合理的な震源モデル（震源断層）を設定することが十分に可能である（同(e)）などとして、「入倉・三宅式の合理性は失われない」と判断した。

2 佐賀地裁決定の判断が誤っていること

しかし、かかる佐賀地裁決定の判断は、島崎の指摘を理解していないものであり、到底看過することのできない誤ったものである。

(1) まず、佐賀地裁決定は、結論として「入倉・三宅式の合理性は失われてい

ない」と判示している（決定書 124 頁）。

この一文こそが、佐賀地裁決定が島崎の指摘を理解していないことの表れである。

なぜなら、島崎は「入倉・三宅式に合理性がない」と指摘しているわけではないからである。

島崎は、名古屋高等裁判所金沢支部における証人尋問において、「入倉・三宅式が間違っているとは言っていない」（甲 A381〔速記録 30 頁〕）、「要するに使い方が間違っている」（甲 A381〔速記録 30 頁〕）と証言している。すなわち、入倉・三宅式は「震源インバージョンと地震モーメントを結ぶ式としてはいい式」であるけれども、「それを地震前に設定できる活断層の長さ当てはめると過小評価になる」と指摘しているのである（甲 A381〔速記録 30 頁〕）。

島崎の指摘はこの部分にすべての要点が示されていると言っても過言ではないのであり、佐賀地裁決定はその内容を理解していない。内容を理解できていない佐賀地裁決定による、島崎の指摘に関する各種の判断がいずれも誤っていることは論を俟たない。

- (2) 佐賀地裁決定は、島崎が、甲 A 第 380 号証の論文中、「事前推定の問題があろうとなかろうと、入倉・三宅式の過小評価は変わらず存在する」と記載していた部分について、上記証人尋問において不正確な記述であったことを認めたことを理由として、島崎の指摘は事実上撤回されていると判断した。

しかし、これは看過できない誤りである。上記論文の記載について尋ねられた島崎は、「ややそこは不正確な記述だったと思います。二つの点は、実は結びついておりまして、離すことができません」と述べたに過ぎない（甲 A381〔速記録 39 頁〕）。

島崎がこれまでの指摘を撤回したことはない。上述したように、証人尋問においても、その他の証拠によっても、島崎の指摘が撤回されたとは認めら

れない。

佐賀地裁決定は証拠に基づくことなく、島崎の指摘が撤回されたと認定しているのである。

- (3) 佐賀地裁決定は、島崎の指摘には科学的な根拠がない旨判示した。

しかし、島崎は、自身の考えを検証するにあたって、例えば、1891年の濃尾地震について、新編日本の活断層というカタログを参照し、温見断層の北端から三田洞断層の東端までの距離 69 キロを断層の長さとした旨証言し、そのように考えた根拠も詳細に説明している（甲 A381〔速記録 8～11 頁〕）。

これと同様に、島崎は、その他の点についても客観的・科学的な根拠に基づき検証しているのであって、島崎の指摘に科学的な根拠がないとする佐賀地裁決定の判示は誤りである。

- (4) 佐賀地裁決定は、島崎が、熊本地震のデータを用いて検討し、入倉・三宅式による地震モーメント推定値に対し、実測値が 3.4 倍であることを示した点について、経験式の成り立ちたちを考慮せずに算定されたものと判示した。

しかし、かかる佐賀地裁決定の判示は、島崎の指摘を理解せずになされたものである。上述したように、島崎は、入倉・三宅式の使い方を間違っている、予測の場面で使うべきではない旨指摘しているのである。入倉・三宅式が震源インバージョンの手法を前提とするものであることは、島崎も当然に理解している。

- (5) 佐賀地裁決定は、「入倉・三宅式により地震モーメントを求める際の前提となる強振動記録を用いた震源インバージョンによる断層パラメータは精度が高いということができ、本件敷地において考慮すべき活断層の過去の地震観測記録が存在しない場合であっても、科学的に合理的な震源モデル（震源断層）を設定することは十分に可能である」と判示した。

しかし、この判示は前段（「入倉・三宅式により」から「高いということができ」まで）と後段（「本件敷地」から「可能である」まで）の繋がりが

何ら説明されておらず、判断の内容が判然としないし、結論としての後段部分は誤っている。

地震観測記録が存在する場合に、震源インバージョンによって断層パラメータを設定することができるのであって、地震観測記録が存在しない場合には、事前に科学的に合理的な震源モデルを設定することはできないのである。

第3 まとめ

以上のとおり、入倉・三宅式（2001）に関する佐賀地裁決定の判断は、島崎の指摘を理解せずになされたものであり看過できない誤りが多数存在する。

島崎氏の指摘は「入倉・三宅式（2001）では地震モーメント M_0 （地震の規模）が過小評価となる」ということであるが、基準地震動が過小評価であることについては、このほかにも様々な観点から指摘がなされているところである。

たとえば、元福井地裁裁判長の樋口英明氏は、2018年8月4日付朝日新聞のインタビューにおいて「大飯原発の700ガルというのは、私が住んでいる家に対して住宅メーカーが保証している3400ガルに比べてもはるかに小さい値なんですよ。原発は私の家より地震に弱い。」（甲A464号証2～3段）と答えている。また、雑誌「世界」2018年10月号においても、「わが国で記録された最大震度は4022ガルであり、ハウスメーカーのうち何社かはこの震度に耐えられる住宅をすでに建設しており、他方、大飯原発の設計基準は建設当初405ガル、大飯判決当時は700ガル、稼働中の現在でも856ガルに過ぎない。」（甲A465号証2頁下段）と述べている。樋口氏によるこの指摘は当然玄海原発にも当てはまる。

島崎氏の指摘は当然のことながら、ハウスメーカーが原発よりもはるかに高い耐震基準を設定していることから、原発の基準地震動が過小評価になっていることがわかる。

このような過小評価された基準地震動では、これを超える地震動が玄海原発を襲う可能性がある。仮にそのような事態になれば放射性物質が玄海原発の敷地の外まで放出され、住民の生命・身体が侵害されてしまう。

そのような事態を招かないために、玄海原子力発電所の運転を認めてはならないのである。

以上